

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
登録委員会
委員長 荒岡 克巳

「事務所の名称に関する指針」の改訂について

行政書士及び行政書士法人が設置する事務所の名称につきましては、かねてより「事務所の名称に関する指針」に基づいたご指導をお願いしているところですが、このほど当該指針を別紙1のとおり改訂し、1月21日開催の理事会において報告させていただきました。

つきましては、その旨お知らせいたしますとともに、以後、各単位会におかれましては新たな指針に基づいた指導を徹底いただきますよう、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本指針の改訂につきましては、「月刊日本行政」3月号の理事会開催記事中の他、同4月号において案内記事（別紙2：予定原稿）としてもお知らせすることとしておりますので、ご承知おきくださるよう併せてお願いいたします。

【変更箇所の概要】

- 1 『2. 同一名称の使用禁止』・・・文言を整備。
 - ① (1) 及び (2) 中における「その氏又は氏名」を「その氏、名又は氏名」に変更。
- 2 『3. 制限事項』・・・例示、項目の追加（「特定行政書士」の取扱いを含む）。
 - ① (2) ②に例示を追加。→ 下線部分
 - ② (3) ①に例示を記載。→ 下線部分
 - ③ (6) 「特定行政書士」の表示に関する規定を新設。→ 下線部分
- 3 『4. 行政書士法人の従たる事務所の名称』・・・注意喚起のための新設。
 - ① 従たる事務所の名称の表示義務と例示。→ 下線部分
- 4 『5. 名称使用の責任』・・・文言の明文化。
 - ① 本文中「自己責任を原則とする」を「自己責任とする」に変更。
 - ② 本文中「商標権の制限等を受ける可能性もあるので」を「商標権等の制限を受ける場合もあり得るので」に変更。

以 上

事務所の名称に関する指針

1. 「行政書士」の明示

事務所の名称中には、「行政書士」の文言を明示すること。

日本行政書士会連合会会則第60条の2により「単位会の会員は、その事務所について、他の法律において使用を制限されている名称又は行政書士の事務所であることについて誤認混同を生じるおそれがあるものその他行政書士の品位を害する名称を使用してはならない」とされているので、「行政書士」の事務所であることを明確にしなければならない。

2. 同一名称の使用禁止

単位会の会員（個人会員及び法人会員）は、単位会の区域内で既に行政書士名簿に登録されている個人会員の事務所の名称又は行政書士法人名簿に登録されている法人会員の事務所の名称と同一の名称を使用しないこと。

また、共同事務所についても、複数の行政書士が同一の名称を使用することは受任した業務の責任の所在が不明確となるおそれがあり、利用者に不利益をもたらす可能性があることから、同一名称を使用しないこと。

※同一名称を複数の行政書士で使用する場合には法人化すること。

ただし、次に掲げる場合についてはこの限りではない。

- (1) 個人開業行政書士が、その氏、名又は氏名を使用する場合
- (2) 行政書士法人が、その社員の氏、名又は氏名を用いる場合
- (3) 個人開業行政書士が、現に行政書士名簿に登録されている事務所の名称を当該会員が社員となって設立する行政書士法人の名称として使用する場合

3. 制限事項

- (1) 他の法律において使用を制限されている名称
 - ① 「法律」との文言が含まれる名称は不可とする。
- (2) 他の資格と誤認されるおそれのある名称
 - ① 他業種と誤認されるおそれのある文言が含まれる名称は不可とする。
例：「司法」「税務」等
 - ② 行政書士個人として届け出るため、兼業者の場合であっても他資格の名称が含まれるものは不可とする。
例：「司法書士」「土地家屋調査士」「FP」（ファイナンシャルプランナーの略）等
- (3) 国又は地方公共団体の機関と誤認されるおそれのある名称
 - ① 行政の主体と誤認されるおそれのある文言が含まれる名称は不可とする。
例：「公共」「公益」等
- (4) 行政書士の品位を害する名称
公序良俗に反するものは不可とする。
- (5) 他者の氏、名又は氏名を使用しないこと。
他者の事務所であるとの誤認混同を生じるおそれがあるため、不可とする。
- (6) 「特定行政書士」は個人の行政書士に対する一身専属性の呼称であるため、個人会員が「特定行政書士」を事務所の名称として使用することは可能だが、行政書士法人の場合、事務所の名称としてはなじまないため使用することは不可とする。

4. 行政書士法人の従たる事務所の名称

従たる事務所の名称については、主たる事務所の名称と区別するため、従たる事務所であることを示す表示（例：〇〇行政書士法人 〇〇支店、行政書士法人〇〇 〇〇事務所等）により行う。

5. 名称使用の責任

行政書士名簿登録後又は行政書士法人登記後の「事務所の名称」に関する問題は、自己責任を原則とする。

名称によっては、商標権等の制限等を受ける可能性場合もあり得るので、自己の責任において十分に留意すること。

お知らせ

「事務所の名称に関する指針」の改訂について

登録委員会

本誌 3 月号 (No. 520) の理事会開催記事に掲載のとおり、この度、行政書士及び行政書士法人が設置する事務所の名称に関して定めた「事務所の名称に関する指針」を改訂し、去る 1 月の理事会において報告、了承されました。今後、新規登録希望者のみならず、新たに事務所名称の登録や変更、行政書士法人の設立を検討される皆様は、改訂後の新しい指針に沿った名称とされるようお願いいたします。

なお、本指針は日行連ホームページの『登録案内』にあります『事務所名称の存否確認』の項目にも掲載してありますので、併せてご参照くださるようお願いいたします。

「事務所の名称に関する指針」

平成 16 年 8 月 1 日施行の改正行政書士法により登録事項に「事務所の名称」が加わったことを受け、法令順守や品位保持の推進、依頼者の利便性向上等を図るため、事務所の名称を付ける際の一定の基準を指針として定めたもの。

平成 28 年 1 月 21 日改訂

事務所の名称に関する指針

1. 「行政書士」の明示

事務所の名称中には、「行政書士」の文言を明示すること。

日本行政書士会連合会会則第 60 条の 2 により「単位会の会員は、その事務所について、他の法律において使用を制限されている名称又は行政書士の事務所であることについて誤認混同を生じるおそれがあるものその他行政書士の品位を害する名称を使用してはならない」とこととされているので、「行政書士」の事務所であることを明確にしなければならない。

2. 同一名称の使用禁止

単位会の会員（個人会員及び法人会員）は、単位会の区域内で既に行政書士名簿に登録されている個人会員の事務所の名称又は行政書士法人名簿に登録されている法人会員の事務所の名称と同一の名称を使用しないこと。

また、共同事務所についても、複数の行政書士が同一の名称を使用することは受任した業務の責任の所在が不明確となるおそれがあり、利用者に不利益をもたらす可能性があることから、同一名称を使用しないこと。

※同一名称を複数の行政書士で使用する場合には法人化すること。

ただし、次に掲げる場合についてはこの限りではない。

- (1) 個人開業行政書士が、その氏、名又は氏名を使用する場合
- (2) 行政書士法人が、その社員の氏、名又は氏名を用いる場合
- (3) 個人開業行政書士が、現に行政書士名簿に登録されている事務所の名称を当該会員が社員となって設立する行政書士法人の名称として使用する場合

3. 制限事項

(1) 他の法律において使用を制限されている名称

① 「法律」との文言が含まれる名称は不可とする。

(2) 他の資格と誤認されるおそれのある名称

① 他業種と誤認されるおそれのある文言が含まれる名称は不可とする。

例：「司法」「税務」等

② 行政書士個人として届け出るため、兼業者の場合であっても他資格の名称が含まれるものは不可とする。

例：「司法書士」「土地家屋調査士」「FP」（ファイナンシャルプランナーの略）等

(3) 国又は地方公共団体の機関と誤認されるおそれのある名称

① 行政の主体と誤認されるおそれのある文言が含まれる名称は不可とする。

例：「公共」「公益」等

(4) 行政書士の品位を害する名称

公序良俗に反するものは不可とする。

(5) 他者の氏、名又は氏名を使用しないこと。

他者の事務所であるとの誤認混同を生じるおそれがあるため、不可とする。

(6) 「特定行政書士」は個人の行政書士に対する一身専属性の呼称であるため、個人会員が「特定行政書士」を事務所の名称として使用することは可能だが、行政書士法人の場合、事務所の名称としてはなじまないため使用することは不可とする。

4. 行政書士法人の従たる事務所の名称

従たる事務所の名称については、主たる事務所の名称と区別するため、従たる事務所であることを示す表示（例：○○行政書士法人 ○○支店、行政書士法人○○ ○○事務所等）により行う。

5. 名称使用の責任

行政書士名簿登録後又は行政書士法人登記後の「事務所の名称」に関する問題は、自己責任とする。名称によっては、商標権等の制限を受ける場合もあり得るので、自己の責任において十分に留意すること。